

九州工業大学交響楽団執行部部則

第1条 名称

当部は九州工業大学交響楽団執行部と称する。

第2条 目的

当部は九州工業大学交響楽団の円滑な運営を行うことを目的とする。

第3条 所属団体

当部は九州工業大学交響楽団に所属する。

第4条 組織

当部は以下のように組織される。

1, 代表

団長 1名

副団長 (1名)

2, 会計

会計係 1名

3, 各委員長

演奏会実行委員長 1名

音楽委員長 1名

4, インспекター

(削除)

5, 総務部

部長 1名

6, 広報 渉外部

部長 1名

製作 1名

7, 管理部

(削除)

8, 渉内部

部長 1名

9, 渉外部

(削除)

ただし、団長は必要に応じて、上記以外の者を執行部員として召集することがで

きる。

第5条 活動

1, 代表

団長は当団の団則に定める目的に従って、当部の活動内容を決定するために執行部員を召集する。また緊急を要する場合は、執行部員を召集することなく当部の活動内容を決定することができる。

副団長は団長を補佐し、団長が不在の場合はその代役を務める。

2, 会計

予算案作成、決算報告、団費の徴収など、団内の出納業務全般を行う。

3, 各委員長

各委員長の活動に関しては、各会則に定める。

4, インспекター

(削除)

5, 総務部

書類全般の管理、団員名簿の作成管理、執行部会議、総会、部会などの記録保存、その他の仕事を行う。

6, 広報 渉外部

学内、地域などへの当楽団の広報業務全般を行う。

当団外部（他団体、OBなど）との連絡及び外部との折衝を必要とする業務全般を行う。

7, 管理部

(削除)

8, 渉内部

合宿、各種レクリエーションなどの企画、運営を行う。

9, 渉外部

(削除)

(各委員との協力の件削除)

第6条 選出

団長及び副団長の選出に関しては、団則第19条に定める。

会計係は団長が指名し、総会で承認されなければならない。

各委員長の選出に関しては、各会則に定める。

インспекター及び各部長は団長により任命される。

第7条 任期

団長及び副団長の任期に関しては、団則第21条に定める。
会計係の任期は、当年4月1日より翌年3月31日までとする。
各委員長の任期に関しては、各会則に定める。
各部長の任期に関しては、団則第22条に準ずる。

第8条 解任

団長及び副団長の解任に関しては、団則第23条に定める。
会計係の解任に関しては、団則第23条に準ずる。
各委員長の解任に関しては、各会則に定める。

第9条 改正

当部則を改正するためには、執行部員の3分の2以上の賛成がなければならない。
ただし、団長は改正後に改正した内容を全団員に示す義務がある。

1995年 6月21日 発効
1996年 6月11日 改正
2004年 6月11日 改正
2013年11月 6日改正